

第17号

社会福祉事業経営者と事務担当者のみなさまへ

平成28年6月30日発行

ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業の略称です【Kawasakisishakyo Shakaifukushihoujin Keieikaizensenjigyo】

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会
福祉部 施設・団体事業推進課内
電話 044-739-8722 (相談専用)
FAX 044-739-8737
E-mail keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp
H P <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

経営相談

社会福祉事業者の経営知識・法人運営に関する相談を受け付けております。

無料

経営改善支援事業とは？

川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉事業者が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人をサポートいたします。

※相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っております。

[事業案内チラシはこちらをクリック](#)

【相談方法】

- ①悩みがあったらご連絡ください(メール・電話・FAX ご都合のよい方法で)
- ②市社協で相談受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付

連絡先

- 上記電話番号・FAX 又は [E-mail](mailto:keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp) にてご連絡ください。



研修会情報



平成29年4月から、改正された社会福祉法が全面施行されます。これに伴い今年度中に法人として整備しなければならないことがあります。そこで、理事・評議員・施設長が留意すべき法改正のポイントについて解説する研修会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。※参加無料

- 研修内容** 社会福祉法・社会福祉法人制度改革に伴う関係規定の改正について
- 開催日時** 10月14日(金) 14:00～16:00
- 対象** 各社会福祉法人の理事長・理事・評議員・施設長

※詳しくは後日市社協会員施設宛てに通知文を送付させていただきます。

助成金情報

耐震診断・耐震改修補助金

川崎市では「特定建築物耐震改修等事業助成制度」という助成金があり、昭和56年5月31日以前に着工された市内の社会福祉施設も対象となります。助成金額は下記の表の通りです。詳しくは下のバナーから、川崎市のHPをご確認ください。

[詳しくはこちらをクリック](#)

	補助率
耐震診断	2/3
耐震設計	2/3
耐震改修	23%

※建物の用途や規模によって設定された限度額があります。

障害児・者福祉施設への助成金

障害児・者の社会福祉施設を運営する民間社会福祉法人等に対して、(株)清水建設の社長、故清水康雄氏の遺志で設立された社会福祉法人清水基金では毎年、利用者に必要な建物・機器・車両に対しての助成や施設職員の海外研修に対して助成を行っております。

[詳しくはこちらをクリック](#)

海外の研修生募集

社会福祉施設で働く職員の資質向上を目的とし、欧米各国での福祉制度、専門知識・技能の習得を図るための海外研修に対して、中央競馬馬主社会福祉財団が毎年助成を行っており、現在来年度の研修生を募集中です。

[詳しくはこちらをクリック](#)

相談担当専門家からの

あるある相談コーナー【第9回目】



～資金収支計算書と事業活動計算書～

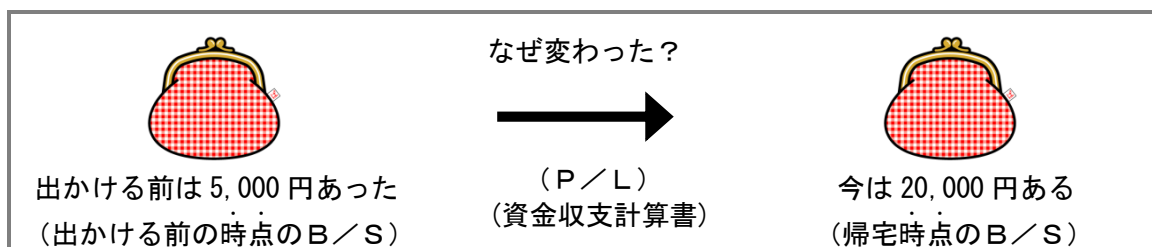
みなさん、こんにちは。さて今回は、社会福祉法人会計基準（以下「会計基準」と言います。）を理解するうえでもっとも重要だと言っても過言ではない、資金収支計算書と事業活動計算書の違いについて、説明しましょう。

このことが理解できていなければ、会計基準を理解したことにはなりませんし、逆に言えば、これさえわかれば会計基準はすべて理論的に理解できるようになります。

（1）計算書類の位置づけと意味

会計基準に定められた計算書類は、貸借対照表（B/S）、事業活動計算書（P/L）、資金収支計算書（略称は使用しません。本質的にC/F（キャッシュ・フロー計算書）とは違います。）であることはご存知のとおりです。このうち、B/Sは「ある一時点での財産や負債の“状態（ストック）”」を示すもので、そのためB/Sの様式には“平成〇〇年〇月〇日現在”という表示があります。これに対して、P/Lや資金収支計算書は、「ある期間にどれだけの“入りと出（フロー）”があったか」を表すもので、そのためこれらの様式には“平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇日まで”という期間が表示されています。

例えば、今あなたの財布の中には5千円入っているとします。でもこれからお友達と食事に出かける約束があるので銀行で3万円おろしました。その後、お友達と1万5千円のディナーを食べて帰ってきました。この例では“出かける前の時点”では5千円あった、ということ表現するのはそのときのB/Sの役割です。また“食事を終えて帰宅した時点”では2万円ある、ということ表現するのもそのときのB/Sです。では、帰宅時になぜ2万円あるか、と例えば、初めに5千円持っていて3万円を銀行でおろし、1万5千円使ったからです。このように、食事に出かける前と帰宅後でなぜ所持金が増えたか、その内容を表示するのがP/Lや資金収支計算書の役割です。



つまりB/Sはそのときどきで変化していくもので、P/Lや資金収支計算書はB/Sが変化した理由、上の例で言えば“所持金が5,000円から20,000円に変化した理由”を表すものです。そのため、P/Lや資金収支計算書は、B/SとB/Sをつなぐものだという言い方もできます。

企業会計等では資金収支計算書を作成することはなく、B/SとP/Lで完結します。しかし社会福祉法人においては、支払資金の管理が重視されたために、資金収支計算書の作成が求められています。

→3ページ目に続く

(2) B/Sの変動

まず、次の説明をザッと読んでいただき、もし「流動資産」や「支払資金」などの言葉の意味が理解できないときは、ぜひこのコーナーの第2回、第3回の内容を読み直してから、もう一度次の説明を読みなおしてみてください。

「2回目」記事は
こちらをクリック

「3回目」記事は
こちらをクリック

B/Sは法人の活動にともなって様々に変化します。例えば、介護保険事業の報酬500が発生して事業未収金を計上したときは、B/Sは次のように変動します。

事業未収金は流動資産ですから、1500の流動資産は2000になりました。固定資産、流動負債、固定負債は変化しませんから、貸借を一致させるためには
 $(2000 + 3500) - (1000 + 3000) = 1500$
 が純資産です。支払資金は流動資産

B/S			B/S	
流動資産	1500	未収金 500 →	流動資産	2000
固定資産	3500		流動負債	1000
			固定負債	3000
			純資産	1500
支払資金 500			支払資金 1000	

と流動負債の差額ですから1000です。未収金が500発生する（増加する）ことにより、純資産は500増加し、支払資金も500増加します。このように純資産が500増加することをP/Lには「介護保険事業収益」という収益科目で記録し、支払資金が500増加することを、資金収支計算書では「介護保険事業収入」という収入科目で記録します。

次に給食材料を掛け（翌月払い）で100買った場合について考えてみましょう。

事業未払金が100増加することで流動負債が100増加し、そのため純資産は100減少し、支払資金も1000から900に減少しています。純資産が100減少するのでP/Lには

B/S			B/S	
流動資産	2000	未払 100 →	流動資産	2000
固定資産	3500		流動負債	1100
			固定負債	3000
			純資産	1400
支払資金 1000			支払資金 900	

「給食費」という費用科目で記録し、

支払資金も100減少するので資金収支計算書に「給食費支出」という支出科目で記録します。

このように、純資産が増減したときは収益・費用をP/Lに記載し、支払資金が増減したときには収入・支出を資金収支計算書に記録します。ですから両方に増減があったときはP/Lと資金収支計算書の両方に記録します。

また、給食材料費の例からわかるように、お金を支払ったときに費用・支出となるのではなく、事業未払金が発生した時点（納品時）で費用・支出となるのです。

ここまでの2つの取引を見てみると、純資産と支払資金はいつも同額増減しています。

では次に、乗用車200を現金で購入した場合について見てみましょう。

現金で車を購入したので流動資産が200減少しますが、車という固定資産が200増加するので資産総額に変化はなく、そのため純資産には変動がありません。純資産に変動がないのでP/Lには記録しませんが、支払資金は200減少しているので「固定資産取得支出」という支出科目で記録します。P/Lと資金収支計算書は、いつも一緒に変動するわけではないのです。

B/S		車購入 200 →	B/S	
流動資産 2000	流動負債 1100		流動資産 1800	流動負債 1100
固定資産 3500	固定負債 3000	固定資産 3700	固定負債 3000	
	純資産 1400		純資産 1400	
支払資金 900			支払資金 700	

最後に、減価償却を50行った場合について見てみましょう。

固定資産の減価償却を行うことによって固定資産は50減少し、純資産も50減少していますが、流動資産と流動負債には影響がないため支払資金は変動していません。つまり減価償却の手続きは、純資産が減少するため

B/S		償却 50 →	B/S	
流動資産 1800	流動負債 1100		流動資産 1800	流動負債 1100
固定資産 3700	固定負債 3000	固定資産 3650	固定負債 3000	
	純資産 1400		純資産 1350	
支払資金 700			支払資金 700	

P/Lに費用として記録されますが、支払資金は変動しないため資金収支計算書には記録されません。

皆さんは、会計ソフト上で新たな勘定科目を設定する際に、どのような科目をP/Lと資金収支計算書に設定するか、迷ったことはありませんか？取引によって財産に変動が生じたとき、純資産と支払資金という2つの重要な額を管理するため、P/Lと資金収支計算書が作成されます。このことを理解できていれば、どのような取引が生じたときにP/Lと資金収支計算書にどのように計上されるのか、判断ができるはずですが、また、P/Lと資金収支計算書の違いもご理解いただけるはずですが、困ったときはぜひ、上図のようなB/Sの変動の様子を図にして書いてみてはいかがでしょうか？

松本 和也氏



松本氏は当事業の相談を担当している専門家
全国各地での研修会開催、書籍の出版などの活動も行っている。株式会社福祉総研所属。

「あるある相談コーナー」今までのテーマ

- ①リース会計について
- ②旧会計基準「支払資金」
- ③新会計基準「支払資金」
- ④新会計基準「給食用材料」
- ⑤社会福祉法人 内部留保と情報公開
- ⑥社会福祉法人制度改革のゆくえ
- ⑦新会計基準の改正経緯・収入の勘定科目
- ⑧費用の勘定科目の使い方

過去記事は
ここをクリック

「ksk-info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。また、情報誌や事業に関してご意見やご感想がございましたら下記連絡先までご連絡ください。